

政策解説

基礎自治体は700程度に再編

- 自民党が道州制・第三次中間報告を決定 -

自民党は7月29日、道州制推進本部（谷垣禎一本部長）が先にまとめた「道州制に関する第三次中間報告」を正式決定した。「限りなく連邦制に近い道州制」を2015～17年を目途に導入を目指すとし、このため、道州制の基本的な理念・目的、タイムスケジュール等を規定した「道州制基本法」を制定するとした。併せて、権限・財源・人間は基礎自治体に優先配分するとの原則を前面に打ち出し、このため、基礎自治体は人口30万以上とし700～1,000程度に再編。残る小規模団体は近隣の基礎自治体の「内部団体」に移行する・ことも盛り込んだ。道州制については、政府の道州制ビジョン懇談会や経済界でも検討しているが、その基本方向はほぼ一致しつつある。しかし、その実現には今後さらなる紆余曲折が予想される。とはいえ、基礎自治体のあり方は、第29次地方制度調査会が近く本格検討に入るだけに、自民党の第3次中間報告の「基礎自治体」論がどう「影響」するのか注目される。

自民党は、04年11月の道州制調査会の発足以来、「新しい国のかたち」創造に向けて05年7月に「第1次中間報告」、07年6月には「第2次中間報告」をそれぞれまとめたが、昨年暮れには総裁直属の「道州制推進本部」に格上げし審議を再開。5つの委員会を設けて連日会合を開いたほか、全都道府県の議長・知事との意見交換も踏まえて「第3次中間報告」をまとめた。「道州制の導入を前面に打ち出した」（杉浦正健本部長代行）のが特徴で、自民党は次期総選挙のマニフェストに盛り込む。

連邦制に限りなく近い道州制を導入

「第3次中間報告」は、「道州制導入の理念・目的」で、日本の官僚主導の統治機構は「金属疲労を露呈」しており、新しい統治機構を作り上げることが重要だと強調。「道州制で達成すべき目的」に、中央集権体制を一新し、基礎自治体中心の地方分権体制へ移行。国家戦略・危機管理に強い中央政府と、国際競争力をもつ自立した道州政府を構築。国・地方の政府の徹底的な効率化

東京一極集中を是正し、地方に多様で活力ある経済圏を創出・することを挙げた。

併せて、道州制導入で懸念される「デメリット」に、道州制政府は住民から遠くなる。小規模自治体への補完機能が弱まる。道州内の一極集中と地域間格差が生じるおそれ。国家としての統一性が失われ国力が弱まるおそれ。などを挙げるとともに、これらには「基礎自治体中心の住民サービス体制により住民ニーズに的確に対応」基礎自治体の相互連携により小規模自治体の行政をサポート。「道州内の機能分担、地域間バランスを考慮して州都のあり方を検討」「国家の役割が重点化され、むしろ国力が強化」など「必要な対策」を講じることで懸念の解消は可能だとした。

また、「導入すべき道州制の骨格」として、「限りなく連邦制に近い道州制の導入を目指す」との方針を打ち出した。その上で、具体策として全都道府県を廃止し、全国に10程度の道・州を設置。道州は、選挙で選出される議会と首長を有し自治権を有する自治体とする。権限・財源・人間は極力、基礎自治体優先で再配分し、中央政府・道州政府は「小さな政府」を志向する・とした。この

政 策

ため、現在の都道府県の仕事は原則、基礎自治体に移管し、国の仕事は国が本来果たすべき役割を除き道州に移管するとした。

さらに、道州と国の役割分担 国の関与・基礎自治体の規模 道州制の自治立法(道州法) 道州の税財政制度・などについて具体的な考え方を示した。

うち、「道州と国の役割分担」では、国庫補助負担金は廃止 国の地方支分部局は廃止 国が制度の基本・基準を定める場合も実施主体は道州・基礎自治体とする・との「3原則」を示した。その上で、「国の役割」に、司法・通貨・国家財政のほか、「国家戦略」として安全保障や食料安全保障、広域交通基盤のほか、国土保全や教育、社会保障の各基本計画などを挙げた。また、「道州の役割」では、警察や産業廃棄物、治山・治水・海岸、高速道路、鉄道、大学、雇用対策、労働基準監督、社会保障などを例示。「基礎自治体」は、戸籍や一般廃棄物、まちづくり、小中学校、生活保護などを担うとした。

現在、地方を縛っている法令はすべてゼロベースで見直すとした。なお、道州の「議会」「首長」については、首長の多選を制限 議員選挙区は都道府県の区域以下・などの方針を示すにとどめた。それでも、「国会議員の数は大幅に削減し、参院議員は各道州同数の代表者から構成する」などの見直し方針を明記した。さらに、道州制下の「公務員制度のあり方」では、国・道州・基礎自治体の全ての公務員の総称を「日本公務員」(仮称)に統一し、都道府県から基礎自治体、国から道州への事務移譲に伴い公務員の大規模な移管も必要とした。

一方、「道州制下の基礎自治体の規模等」では、住民に身近な事務が身近なところで決定される「基礎自治体中心の体制」を確保するため、「都道府県が行っている仕事の大部分を基礎自治体に移譲」する。これにより、「基礎自治体の事務権限は一律となり、中核市・特例市の制度は廃止」するとした。併せて、「基礎自治体は移譲される事務・権限を担う規模・能力を備える必要がある」として、「現在の中核市程度の人口規模(人口30万人以上)あるいは少なくとも人口10万人以上の規模が望まれる」とした。その結果、「おお

併せて、道州の自治立法」として、国が定める道州や基礎自治体に関する法律は、大枠のかつ最小限の内容に限り、道州法で変更(いわゆる「書き権」)できるとした。このため、

むね700から1,000程度の基礎自治体に再編される」とした。併せて、地理的な制約等から事務・権限を担う規模・能力を有しない小規模団体は、道州あるいは近隣の基礎自治体の補完が必要となると指摘。ただ、道州の補完は住民から距離が遠くなるほか事務処理のための新たな体制整備も必要となるため、「基本的には近隣の基礎自治体が補完することが適当」とした。その上で、「この場合、小規模団体は近隣の基礎自治体の内部団体に移行し、限定された事務のみを処理する簡素な団体となる仕組みや近隣の基礎自治体が事務を受託する手法などについて検討すべきである」とした。なお、単独で人口規模の要件を満たさない基礎自治体が広域事務組合を構成する場合は経過措置として事務・権限を移譲することも付け加えた。

「道州制の税財政制度」では、「陳情行政から脱却」するため、「最終的な姿」として、道州の財政需要全てを自らの税収で賄う 課税ベースは国・道州・基礎自治体間で原則、共有しない 道州・基礎自治体は課税権・徴税権を自ら行使する・との方針を示した。その上で、既存の補助金・交付税を廃止し最低限全国一律の事務執行のため、「シビルミニマム

調整制度」を創設するなど財源保障・財政調整を国の役割で行うとした。このほか、「道州の区割り」について、「国民的な議論を喚起」する観点から9~11ブロックの4案を例示した。具体的には、「北海道」「東北」「北関東」「南関東」「中部」「関西」「中国・四国」「九州」「沖縄」の9ブロックを基本に、新潟県を東北か北関東に編入 埼玉県を北関東か南関東に編入 中国・四国を統一か分割・などのバリエーションを加えた。さらに、「道州制導入のプロセス」として、道州制の基本的な理念・目的 制度設計の基本的な方針 導入のための検討期間・タイムスケジュールなどを規定した「道州制基本法案」を速やかに国会に提出するとした。併せて、道州制特区制度を活用した北海道の取組を先駆的事例として世論を喚起するとともに、九州や関西など各地域での取組を支援するとした。

小規模町村のあり方は近く具体化へ

一方、政府の道州制ビジョン懇談会は3月に「中間報告」をまとめた。中央集権型国家から分権型国家への転換が必要と強調し、おおむね10年後に、「地域主権型道州制」導入を目

政 策

指すとした。このため、「道州制基本法」(仮称)を制定し、内閣に検討機関を設置するなどを提言した。同ビジョン懇は7月にも「税財政専門委員会」を設置、さらに内容を詰めた上で09年度内に最終報告をまとめる。また、日本経団連が今年3月にまとめた「道州制の導入に向けた第2次提言 中間とりまとめ」でも、道州制導入関連一括法」を制定し、15年に導入するとの方針を示した。

自民党、政府、経済界ともに道州制については国の役割を限定し基礎自治体に優先的に権限を移譲、さらに、「基本法」を制定しおおむね10年後に導入するなどの点でほぼ一致している。また、基礎自治体の体制について、自民党は「700〱1、000団体への再編」、日本経団連も「1千程度に市町村数を集約」する方針を打ち出した。道州制ビジョン懇談会では、基礎自治体の数には触れていないが、審議途上で江口克彦座長が「300自治体」構想を提案し引つ込めた経緯がある。

いずれにせよ、道州制の姿と導入プロセスでは、大筋でほぼ集約されつつあるといえそう。ただ、その実現となると、いずれも「中央集権体制」の抜本改革を打ち出しているが、現在の第二期分権改革での霞ヶ

関の抵抗をみると、なお不透明といえそう。

しかし、基礎自治体の体制は、第29次地方制度調査会が「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」について審議している。同審議項目を検討した昨年9月の総会で、総務省は「小規模市町村について、第27次地制調で引続き検討とされた事務配分特例・法令に義務づけのない自治事務と義務づけのある自治事務のうち窓口サービスだけを処理して、それ以外は都道府県に担ってもらうことを検討したかどうか」と具体的に要請している。その内容は、自民党の第3次中間報告に盛り込まれた「小規模団体は近隣の基礎自治体の内部団体に移行し、限定された事務のみ処理する簡素な団体となる仕組み」と重なる。

道州制は10年先の話だが、小規模団体について地制調は来年7月にも答申する。ポスト合併新法における小規模団体の姿が明らかにされる。自民党「第3次中間報告」の本体である道州制そのものの行方は不透明だが、「小規模団体」の部分だけは、今後、着実に具体化されることになりそう。

(自治日報記者 井田正夫)

「食品の安全」または「農村地域の活性化・都市農村交流」を担当している方へ

研修の受講者を募集しています

農林水産省生活技術研修館では、「食品の安全と消費者の信頼確保」及び「農村地域活性化・都市農村交流推進」をテーマに、市町村職員等を対象にした研修を実施します。

受講料は無料です。テーマに興味のある方は、是非受講してください。

1、研修名及び研修期間

(1) 食品の安全と消費者の信頼確保
平成20年9月10日(水)〱
9月12日(金) 3日間

(2) 農村地域活性化・都市農村交流推進
平成20年9月24日(水)〱
9月26日(金) 3日間

2、研修内容

(1) 食品の安全と消費者の信頼確保

食品の安全に関する情報の正しい取扱いに関する講義、リスクコミュニケーションの基本と手法に関する講義・演習、加工食品の品質表示制度に関する講義、地方自治体における取組事例等

(2) 農村地域活性化・都市農村交流推進

身近な食材を活かした特産物の作り方に関する講義、立地条件等を活かし

たIT活用する方法に関する講義、笠間クラインガルテンに関する現地研修、グリーン・ツーリズム諸制度と規制緩和等

3、募集定員

各研修 40人

4、受講料

無料

5、宿泊

研修生宿泊施設が利用可能です。
(1泊1、000円〱1、200円)「食費は含みません。」

6、申込み締切り

(1) 食品の安全と消費者の信頼確保
8月15日(金)

(2) 農村地域活性化・都市農村交流推進
8月29日(金)

締め切り後でも受付可能な場合がありますのでご相談ください。

7、申込み・問い合わせ先

農林水産省生活技術研修館
〒305・0853
茨城県つくば市榎戸748・1
電話 029・839・9481
ホームページ
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/sei_katu/index.html

フォーラム

村の概況

木祖村は長野県の西南端、木曾郡の東北部に位置し、2000メートル級の山々に囲まれた峡谷型の山村です。本村の東側にある鳥居峠は太平洋に注ぐ木曾川と日本海に注ぐ信濃川の分水嶺。中部最大の河川であり、中部圏の水瓶でもある木曾川(229キロメートル)は、村のシンボル鉢盛山(2446メートル)の豊かな森林(本村の面積の92%)に源を発し、遠く伊勢湾に注ぎます。その木曾川の源流の1つ



である水木沢は「木曾川源流の里 水木沢」として、本年6月に、環境省から「平成の名水百選」に認定されました。村の南部をJR中央西線や国道19号が通り、近年になって木曾谷と伊那谷を結ぶ国道361号の権兵衛トンネルが開通したほか、上高地や岐阜県高山市に抜ける県道の改良が始まるなど、交通ネットワークには恵まれたところでもあります。

一方、村の産業は多岐にわたり、冬のやぶはら高原スキー場と夏のグリーンシーズンにアウトドアを楽しむ「こだまの森」や木曾路としての鳥居峠や藪原宿を中心とした観光、木工業においては特に画材に関する製品が多く、イーゼルやキャンバス額縁などの生産が盛んなことから、「日曜画家の村」としての宣言も行われています。農業では中央高地特有の冷涼な気候を利用した高原野菜の御岳はくさいのブランドが定着し、あわせて肉用牛を中心とした畜産が主となっています。林業は遅れていた間伐を中心とした森林整備を積極的に推進し、水源の涵養と

現地レポート

町村独自のまほう

上下流交流を通じた源流の里づくり
木曾川の豊かな水を生かして



平成20年度木曾郡植樹祭

フォーラム

森林の育成に力を入れていきます。

しかしながら産業の基盤が小規模であること、若者の定着と安定した収入につながる企業や職が少ないこと、人口流出が続く過疎化による高齢化少子化の傾向も著しいこと、なども現実です。国勢調査等の結果から人口動態を見ると、昭和30年の5069人をピークに年々減少傾向が続く、高齢化率も35・5%と県内でも比較的高い方に位置しています。

味噌川ダム建設と地域振興を

木曾川水系における水資源開発の一環として、平成8年に多目的ダムである味噌川ダムが完成しました。昭和46年に調査が始まり実に25年の歳月を要して完成しました。

ダム建設により、下流域は莫大な恩恵に浴する反面、水源地域は多大な犠牲を強いられるのが実情です。さらに、味噌川ダムの場合は水源地域対策特別措置法の適用も受けられず、村にとつては何のメリットもないことから、ダム建設絶対反対の人が多数を占めることとなりました。



「平成の名水百選」に認定された水木沢の天然林

その後、幾多の紆余曲折はあったものの、国や県をはじめ下流県市の理解・協力により地域振興対策事業が実施されることとなり、住民の理解も得られダム着工の運びとなりました。ダム建設は、ともすれば過疎に拍車をかけかねないともいわれているため、ダム完成後の村の経済基盤をいかに確立するか、そしてこのダムを活用し地域の活性化にどう結びつけるかが大きな課題となりました。

木曾川の源流の里づくりを

木祖村が木曾川の源流であることを踏まえ、豊かな自然を生かした地域振興を進めて魅力ある水源地域にするために、「自然の環境や景観・水質の保全」「水源涵養のための森林づくりや原生林の保全を通じて「水」「森林」の大切さを訴える。」「自然資源を活かした産業の振興と歴史や文化を地域づくりに活かす。」などの事業を進めつつ、ダムの恩恵を受ける下流域の皆さんに水源地域を理解していただき、水源地域を訪れていただくための施策を進めることとしました。

木曾川の水を絆に上下流交流を推進

交流事業を積極的に進め、交流人口を増やすことにより地域経済への波及効果を図ることを村の方針としました。

(1) 木曾川「水源の森」森林整備協定 推進事業

木曾広域連合(木祖村を含む木曾郡6か町村で構成)と愛知中部水道企業団(愛知県中部の2市3町で構成)とで上流・下流の住民が手を携えて森林整備を進め、「緑のダム」を作ろうとする活動を展開しています。上流も下流

味噌川ダムと奥木曾湖



も住民が使用する水道水1立方メートルにつき1円を積み立てた基金を活用することで、平成17年度から木曾地域の森林整備を進めています。また下流住民とともに森林の手入れを行い、水源地域保全活動を行っています。

(2) 日進市との自治体提携

昭和59年の愛知県日進町(当時)の商工会青年部との交流をきっかけに両商工会の姉妹提携を経て、平成4年に友好自治体提携を結び、以後官民間わず活発な交流が続いています。市制施行後、日進市は平成5年に村内国有林に32ヘクタールの分収林を造成、ヒノキ十万本を植林し、毎年、春と秋に市

フォーラム

味噌川ダム完成10周年を記念して開催した木曾川さみっと



市民が育て、生長した苗木を水源地である木祖村へ植樹する「木曾川さん

ありがとう」を毎年実施、木祖村からも名古屋市内で開催されるイベントに参加し、特産品の販売や観光PR、水源地域の紹介

などを行っています。また名古屋市上下水道局職員が毎年森林の手入れに来村し、自ら汗して水源

地域の実情を研修しています。民間企業の皆さんとの交流も進み、水を使う上下水道の工事店組合

の皆さんが村の高原野菜の購入や組合の広報誌で木祖村を紹介していただき

などのほか、本年は管工機材総合展に木祖村も参加を予定しています。

(4) 一宮市との交流

毎年5月に開催されるリバーサイドフェスティバルや物産展に参加し、一宮市からは木曾川源流探検隊として200人ほどの市民が木祖村を訪れ、野外体験やダム見学などを行っています。また、一宮市在中の岩田恒夫氏を「木祖村ふるさと大使」に任命し、木祖村のPRに協力を願っています。民間レベルでも、文化交流の

1つとして毎年木祖村で開催する全国日曜画家中部日本大会には多くの方が

出品しています。また、近年の温暖化傾向により高冷地での花苗を生産しようとして一業者が木祖村で施設を設置し、生産を行っています。

森林ボランティアとの交流

・ニューパラダイムの会

平成9年以来、毎年春と秋の2回間伐ツアーを行い、水源林の手入れや間伐材を活用した木材加工なども実施しています。

・緑の挑戦者(グリーンチャレンジャー)

水の恵みを受けている市民が森林とふれあい、手入れをすることに より、水源の涵養と環境保全に寄与しようということから、年2回市民や企業から募り、森林づくり事業を実施するほか、小・中・高校生を対象としたグリーンスクール事業も実施しています。この活動の中で、木曾川の水を最南端で利用している南知多町民・漁協の皆さんもはるばる水源地を訪れ、山の手入れを行っていただいています。

・木曾川さみっと

このほかに、いくつかの行政や団体企業との交流を継続中です。これらの経過を踏まえ、平成18年には味噌川ダムが管理を開始して10年という節目を迎えました。そこで、これまでの

交流を振り返りながら、未来に向かって上流域と下流域がともに話し合う場として「木曾川さみっと」を開催しました。下流県市やボランティアなどのいわば木祖村応援団が一堂に源流に集い、新たなネットワークを構築しました。「さみっと」は「さあみんなであつどいともだちになろう」というキャッチフレーズを略したものです。この事業は、木祖村対個々の行政や団体等であつた交流に加え、横の連携をとりながら情報の共有をすることなどにより、さらに交流事業を深めていければと考えて実施したものです。

今まで時間をかけ、人と人との信頼



木曾川川の駅環境整備

民と村民合同で「平成日進の森林」の手入れを行っています。また、子どもから大人まで夏のキャンプ、冬のスキーなど四季を通じてお互いのイベント、行事などに参加して住民レベルの交流を行い、日進市では市民が木祖村で宿泊する場合の宿泊助成が行われています。

(3) 名古屋市との交流

木祖村で採取したドングリを名古屋

フォーラム

関係を築き、お互いの立場を思いやりながら継続してきたことに大きな意義があったものと考えます。

水の始発駅フォーラムの活動

平成14年、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図るため、村と味噌川ダム管理所・地域住民は、共同で「木曾川源流の里ビジョン」を策定しました。住民参加型の推進体制で、村民自身が考え、実践活動の中心になることを計画したものです。4つのプロジェクトで毎年水の始発駅フォーラムを開催し、ビジョンの実現に向けて、仲間作り、情報収集、人材育成、川の駅整備、体験学習のプログラム、特産品の開発など交流事業を念頭に置きながら活発な活動を展開していただいています。

この活動も年々充実してきていますが、これからの交流事業の展開を考えると、より充実した組織体制を検討し、交流の受け皿として中核的な活動とする必要があると考えています。

全国源流の郷協議会への加入

源流地域としての悩みや共通した課題の解決、さらに源流の大切さを全国に向け発信するため、平成17年に「全国源流の郷協議会」に加入し、国に向かって政策提言を行っています。第9回の「全国源流シンポジウム」を8月

30日、31日に木祖村で開催します。今、8つの自治体に参加していますが、この仲間と下流域の人々にも参加していただき、実のあるシンポジウムとしたいと考えています。エクスカージョンで名水百選の源流「水沢」を体験していただくことを考えています。

「木曾川源流の里緑化事業」への寄付と名古屋出張所の開設

木祖村が取り組んでいる水源地域の森林づくりに協力したいということがら、名古屋市の水道・空調設備会社の(株)スミ設備の代表取締役社長 鷲見利幸氏から、会社の利益の1%を寄付したいという申し出をいただき、関連

会社も含めて、2年連続で寄付をいただきました。これは、今後も継続していきたいとのこと。同社からは他にも、毎年の植樹作業や手入れにもおいでいただいたり、本村の農産物の特産である御岳はくさいやとつもろこし、カブの漬け物等も毎年購入していただくとともに、名古屋市内でも木祖村の特産物を積極的にPRしていただいています。また、社屋の一部を使用して、名古屋市へ木祖村の事務所を設けたらとの提案もいただきました。

幸い、木曾川さみつとのネットワークも構築され、更なる交流事業の展開を模索していたこともあり、厳しい財政状況の中ではありますが、村の外へ向かって積極的に働きかけ、木祖村の産業や経済に効果のある取り組みを進

めたいと考えていましたので、本年4月、木祖村名古屋出張所を開設しました。まだまだ手探りの部分もありますが、すでに、様々な提案や引き合いがあります。今後は、これらの要望等にきちんと応えていくための村内での生産・販売体制の確立などが課題となります。

「これからの取り組み

木祖村は平成16年6月、市町村合併によらない自主自立の村づくりを選択しました。以来、徹底した行財政改革と住民負担の増など、種々の改革を実施してきました。一方住民の中でも自治組織の設立や地域を自ら守り育てようとする活動が活発となり、行政と住民との協働の村づくりが、一歩ずつ進んで来ています。しかしながら少子高齢化の進行、産業の振興、雇用創生など課題は多くあります。上下流交流事業を通じて、豊かでおいしい水の確保、河川環境の保全などを更に呼びかけつつ、これからは、上下流のみに限らず、木曾川流域全体でのこのような取り組みが必要と考えています。定住・交流人口の増加と地域経済の発展につながるよう最大限の努力をして参りたいと考えています。

(木祖村村長 栗屋 徳也)



スミ設備の社屋の一部に設置した名古屋出張所

情 報



北海道
北下町 「環境モデル都市」に
選定

町は、福田康夫首相肝入りの「環境モデル都市」に町村で唯一選定された。モデル都市は今年の通常国会での施政方針演説を受け、政府の「都市と暮らしの発展プラン」に位置付けられた。

4月に募集開始し北海道から沖縄まで82件もの応募があり、温室効果ガスの大幅な削減、先導性・モデル性、などで評価。加えて、団体規模なども考慮し町など6団体を選定した。

町は、これまでも「循環型林業経営」を基盤に、木質バイオマスボイラーの導入など先駆的・先導的な取り組みを実践。今後は、地域熱供給システムなど森林バイオマスの総合的な利活用と地域住民との協働運動などを実施し、「二酸化炭素の削減や快適な生活環境を結びつけた」北の森林共生低炭素モデル社会」を創造する。

政府は、モデル都市の「アクションプラン」実施に伴い、必要な予算などの支援を優先的・重点的に実施する。さらに、有識者や関係者で構成する「低炭素都市推進協議会」(仮称)を創設。モデル都市の取組みの進捗状況の評価や、追加選定の推薦などを行う。

なお、このほか「環境モデル候補都市」として追加選定の候補に、高知県梶原町など7団体も選定された。

愛知県
新築住宅の耐震改修に
新たな補助制度

町は、木造住宅の耐震改修の支援策として新たに安い経費で改修できる町単独の補助制度「小規模型」「簡易型」を追加。改修率のアップを図る。

東南海・東海地震の地震防災対策強化地域に指定された町では、2003年度から民間木造住宅耐震改修補助(国の制度)を運用している。しかし、改修に数百万円かかるため対象は約5、300棟あるが実績が少ないのが実態。このため、「あなたの生命を守る」ことを主眼に、町独自の補助制度を追加した。現行では耐震診断の判定値1・0未満の旧基準木造住宅(81年5月以前に着工)を1・0以上とする改修工事に67万5千円補助するが、「小規模型」では判定値0・6以上とする改修工事に30万円、「簡易型」では判定値0・7未満で「少しでも耐震性を向上」させる改修工事に15万円をそれぞれ補助する。簡易型では、長時間過ごす居間・寝室や壁を補強する改修工事、屋根を軽いスレート材に換えるなどの改修工事も対象にしているのが特

石川県
中能登町
ボタン一つで可能な
簡単連絡サービス

町は7月から、町内各世帯に設置してある音声告知端末を利用し、高齢者や障害者がボタン一つで家族などに連絡ができる「ほっと安心サービス」を開始した。孤独化や認知症の予防のほか、家族や地域とのコミュニケーション、福祉サービスの向上が目的。

同サービスは、町内在住の65歳以上の独居高齢者や障害者のみの世帯などが対象で、各世帯に設置されている音声端末と町内無料電話網を利用する。利用者が端末のボタンを押すと、指定した連絡先の町内電話が鳴り、受話器を取ると利用者が相談を必要としている旨のアナウンスが流れる仕組み。なお、携帯電話にもメールで同様の情報送信が可能。連絡先の登録は最大3件まで。

兵庫県
井田町
福池
寄付した人で「基金」
の用途を決定

町では、ふるさと納税で寄付されたお金を町の拠出金も加えて毎年100万円以上の「基金」に積み立て、その用途を寄付した人たちに決める「池田町まちづくり自治制度」を創設した。

「寄付されたお金の用途そのものを、寄付された方で決めていただく」のが目的。毎年度、寄付した人から選出された「まちづくり自治委員会」(6人)で事業を決定するが、その他の寄付した人も同委員会に意志表明できる。1〜2月に事

業計画(予算案)を承認するが、同事業の実績評価のため委員は翌年5月まで就任する。また、町外在住の委員には交通費も支給する。現在、寄附金は約16万円だが、今後、さらに拡大を図る方針。町では、「基金」の用途に農業振興や定住・交流事業、文化振興事業、森林・河川・自然の保全事業などを想定しているが、委員会には「池田町の挑戦的で機知に富んだ取組となるよう熱心に議論し決定してもらおう」(総務政策課)こととしており、町は事務局に徹する方針だ。

大阪府
大島町
文化財保護条例を施行

町は、町内の文化財を調査・研究し、適切な保護・保全を行うため、「文化財保護条例」を施行した。公開規定により、個性豊かな郷土の歴史や文化を活かしたまちづくりの推進と、住民意識の向上が図られるとしている。

条例では、文化財保護法と大阪府の条例による指定を受けた文化財以外で、町内に存するものを保護。文化財は有形・無形・民俗各文化財と、史跡名勝天然記念物の4種を定義。住民には、条例の目的を達成するための「誠実協力」規定を設けた。

文化財は教育委員会が審議会に諮問し指定。所有者等には適切な管理・保存義務を規定した。教委は保存等に関し必要な助言・勧告ができる。また、所有者が修理等を行う場合に、町が補助金を交付できる規定や、教委による所有者等への文化財の出品・公開要請・勧告規定も設けた。さらに、罰則も規定。文化財を損壊した場合などは5万円以下の罰金または科料に処する。

天文学者のバランス感覚に学ぶ

国際人事研究所 所長 太田 隆次

今年2月8日に地球に似た惑星が見つかる可能性がある」と発表されたが、望遠鏡で実際に発見したのではなく、太陽系の惑星の軌道計算や重力の変化に理論上、矛盾があり、その謎解きをするために何年も綿密に計算し続けた結果、地球の大きさぐらいの惑星が存在し、千年をかけて太陽の周りを回っていることで説明がつくという。

アインシュタイン以来の21世紀最大の発見になるかも知れない、異次元の存在の研究で世界的に著名なハーバード大学のランドール博士は、その理由として「私たちの住んでいる地球の重力はもつと強いはずなのに、桁違いに弱いのは、縦、横、高さ、時間の四次元以外に五つめの次元の異次元の世界が地球に入り込んでいると考えれば説明が出来る」という仮説をたて注目を浴びている。

新しい惑星の存在や、五次元の世界の存在の論点で共通するのは、まだ分からない不足分の何かを足せば謎が解けるといふ、足し算的なバランス感覚であろう。

バランスは釣り合いという意味で使われているが、それは結果であって、原義は天秤の二つの皿を釣り合わせるために、片方に不足分を足して乗せるプロセスのことである。

言葉の詮索をするといつそうはつきりする。バランス(Balance)とは、「二つ」の意味のラテン語の**bi**(二か国語のバイリンガルの**bi**も同じ)と、「皿」の**scale**がくっついた**balance**つまり両皿天秤の「二つの皿」のことである。初めから「釣り合っている」状態の意味ではなく、二つの皿を釣り合わせるために足りない重さを足すことである。

会計用語を見ればもつと分かりやすい。会計用語ではバランスとは、差引き残高、収支の差額で、バランスシートは利益や債権や債務などの不足分や差額を一目瞭然にして、最後に両皿天秤のように差し引きゼロにして釣り合わせる「差し引き不足分リスト」のこと。言葉通りまさに「バランスシート」なのである。会計用語だけでなく「私の銀行バランスは少ない」(My bank balance is small)とは銀行預金の残高が少ないことである。

家庭教育や人材育成でも、頭から理想像を押し付けるのではなく、「ここを足せば、ここを伸ばせば」とか、ダイエツトでも栄養や運動など個人の事情に合わせて「これを足せば」など、何事によらず「バランス」の原点に戻り、足し算を考えれば、前向きに建設的に取り組めるのではないだろうか。

e-ラーニングによる情報セキュリティ研修

【事業の目的】

(財)地方自治情報センターでは、平成20年6月から12月にかけて、地方公務員を対象に、住民に信頼される電子自治体の実現に必要な情報セキュリティ対策を確立するとともに、最新のセキュリティ技術や個人情報の取扱いに関する専門知識及びノウハウを有する人材を育成することを目的にインターネットを利用したe-ラーニングによる情報セキュリティ研修事業を実施します。

【研修受講対象者】

本研修の受講対象者は、地方公務員です。(1ヶ月当たり5コース合わせて2万人受講可能。7ヶ月で累計14万人。)

【研修コース】

統括責任者コース、管理職員コース、情報システム職員コース、一般職員コース、新採用職員コースの5つのコースを実施します。

コース	講座数		学習期間	対象者の目安
	必須	選択		
統括責任者コース	3講座	4講座	25日間	・副市町村長 ・情報政策担当部長 ・CIO補佐官 ・全庁的な情報セキュリティポリシーの策定、運用に携わる職員
管理職員コース	7講座	10講座		・部局長 ・課室長 ・部局、課室等において情報セキュリティ対策の推進役となる職員
情報システム職員コース	11講座	10講座		・情報システム所管課長 ・情報システム担当者
一般職員コース	10講座	13講座		・すべての職員 ・基礎的なセキュリティ知識の理解が必要な職員
新採用職員コース	11講座	8講座		・新採用者 ・基礎的なセキュリティ知識の理解が必要な職員

●本事業に関するお問い合わせ先

(財)地方自治情報センター 研究開発部 e-ラーニング担当
TEL 03-5214-8002 E-MAIL elfaq@lasdec.or.jp

随 想

随 想

和歌山県白浜町長 立谷 誠一

地方の現状と課題



私達の町、白浜町は和歌山県の中ほどの所に位置しており、2年余り前に旧白浜町と旧日置川町が合併し、新しい白浜町としてスタート致しました。人口は約2万4千人、面積は201.02km²となり、主たる産業は観光産業で、年間約330万人余りの観光客をお迎えするリゾート観光地です。

又、高齢化率は約30%で少子高齢化の先進地でもあります。人口の推移は、旧白浜町は昭和42年で約2万人でしたが、40年後の今日でも、ほぼ2万人です。従ってこの間、人口の増加は無く40年の間に生まれ育った子供に相当する人口が流出或いは死亡しているのです。又、旧日置川町は昭和30年代の1万2400人が最大人口で、その後50年近くの間は約半減致しました。いわゆる過疎地域です。

白浜町の現状は、時代の縮図であり、将来の日本国を類推することが出来るのではないかと考えます。

先ず都市の繁栄は何により支えられているのか、それは紛れもなく地方の存在に他ならないと断じます。例えば地方は大切に育てた次の世代を、都市

へ送り続けてきました。都市は、若く健康で将来の可能性に富んだ若者を受け入れ、夢と希望に満ちた町づくりが出来てきましたが、一方、送り出した側は赤子の時から手間暇と費用を惜しまなく掛けて育て、さてこれからという年代になると都市へ吸い込まれていく。全国の地方は、その年月の積み重ねでした。

当然、若者を送り出した地方の町村は、残された者へ必然的に高齢者中心の構成となる。(での町づくりを余儀なくされるため、コストをかけ病院や老人ホームなど社会福祉資源の整備に努め何とかやりくりをして、ささやかな町づくりをしてきたというのが現状です。少なくとも終戦後ずっと「コストは地方に、果実は都市で！」でした。時代は進み、地方でも少子化の波が吹き荒れており、往時は150名も学んでいた学校でも今は新入生1〜2名、全校生徒10名前後という小・中学校がたくさん出現しています。これでは町づくりは出来ません。さらに重要な視点は、地方は都市で大量に生産された工業製品の大量消費地の役割も担ってき

た事です。今日では、そのいずれも担えなくなつて来ています。

都市は、地方に元気がなければ成り立ちません。私は思います、このままアンフェアでアンバランスな状況を放置すれば、間違いなく地方は行き詰まり、連動して都市の成長は止まりまです。この事は国家が行き詰る事に繋がって行きます。

最近中央政府が定め発する法律にも矛盾を感じる事があります。例えば介護保険制度であり、今話題の後期高齢者医療保険制度です。いずれも換言すれば、これらの制度は保険制度です。分母に対して分子の割合で負担が決まります。若い者の増加が見込めない、分母の増加の見込めない地方で、大量の分子の増加が予想される中に於いて成り立つのか?大変心配です。現在の制度では、高齢者の方々の負担は年々増加していきませんが、働く事が出来ない世代の、年金収入しかない方々の生活はどう守るのか?

そもそも保険制度とは、相互扶助です。後期高齢者という限られた年代のみの保険制度にすれば色々な矛盾が出てきます。従って、元気な世代も参加させるべきだと考えます。今、高齢者と言われる方々は、若い頃健康保険に加入して、当時の高齢者の医療を支えてきた方々です。こうした制度は普遍的でなければならぬと思います。元気で保険が殆ど必要でない若い世代が新しい制度を見て、自分達も老後に保

険が必要になった時、こうした扱いを受ける事になるという事を知れば、保険制度の大きな危機を迎えるのではないかと心配です。

次に労働者派遣制度についてですが、過去の時代は、人を物扱いに斡旋して報酬を貰う行為は忌み嫌われ禁止でしたが、1986年、労働者派遣法が作られ、地方都市の隅々まで派遣事業が浸透してまいりました。その広がりにより、地方の住民は更に低廉な報酬で労働を余儀なくされており、この事により企業は効率的な経営が出来るようになりましたが、反面、不安定な就労から国民が受けるダメージも大きく、社会に対して刹那的な思考となり、社会が不安定化する事が心配されています。私達の町に於いても就労先が無く、若くして生活できない為、保護を求める方々の数が増加しているなど、政府の施策がいち早く色濃くあらわれていきます。

次に、我々の町の町民の一人当たり所得は、県下で最下位にあります。よく調べてみると、県下の他の観光の町も概ね同じような状況にあり、経済構図が都市と直結している事が分かります。いわゆるストロー現象です。働いても働いても得られたお金はレジの機械を通つたその瞬間に、主として都市に本社機能のある企業の資金として還流していく。否応なくグローバル化された世界経済の仕組みに組み込まれていくのです。総合的に抜本的な視点で改善策を希求する必要性を感じます。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱5%割引の適用はありません。)



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

- ・保険期間1年
- ・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名	カローラクシオ
型式	ZRE144 (車両クラス4)
初度登録	平成19年1月(新車割引あり)
年齢条件	30歳以上担保
運転手限定	家族限定
共済(保険)金額	285万円



加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
一般条件(割引適用済)	68,290円	56,920円
(通常新規で加入する場合)	113,820円	94,870円
車対車+A(割引適用済)	33,320円	27,770円
(通常新規で加入する場合)	55,530円	46,280円
限定A(割引適用済)	—	15,380円
(通常新規で加入する場合)	—	33,320円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成19年7月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。

〔車両保険引受保険会社〕 ㈱損害保険ジャパン

平成19年10月22日 SJ07-06532